

4 文庁第 5 4 8 4 号
令和 5 年諮問第 3 0 号

文 化 審 議 会

著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 3 3 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 3 3 条の 2 第 2 項（これらの規定を第 1 0 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法を別添のとおり改正することとしたいので、同法第 7 1 条の規定により諮問します。

令和 5 年 3 月 2 0 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

平成 31 年 4 月 1 日
文化庁長官決定
(令和5年 月 日改正)

平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法

本算出方法は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において、教科用図書、教科用図書代替教材（デジタル教科書）及び教科用拡大図書等への著作物の掲載等に係る補償金について、文化庁長官が算出方法を定めることとされたことを受け、平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の算出方法について、以下の通り定めるものである。

1. 教科書等掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年度における教科書等掲載補償金の額は、教科書等に掲載される著作物の種類及び当該教科書等の発行部数に応じ、平成三十一年三月二十六日文化庁告示第二十二号（平成三十年度使用教科書等に著作物を掲載する場合の補償金の額）において定めた教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、当該教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

令和二年度以降における教科書等掲載補償金の額は、当該年度の前年度における教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が毎年度公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

備考一 国外の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考二 国内の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、備考一により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年四月八日文化庁告示第二十六号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

一 発行部数が一万部以上の場合
教科書等掲載補償金の額と同額とする。

二 発行部数が九千部以上一万部未満の場合

発行部数が一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額と同額とする。

三 発行部数が八千部以上九千部未満の場合

右記二の額から、『二万部以上三万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』から『一万部以上二万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』を減じた額を十で除した額（以下「一千部毎の差額」という。）を減じて算出する。

四 発行部数が七千部以上八千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に二を乗じた額を減じて算出する。

五 発行部数が六千部以上七千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に三を乗じた額を減じて算出する。

六 発行部数が五千部以上六千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に四を乗じた額を減じて算出する。

七 発行部数が四千部以上五千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に五を乗じた額を減じて算出する。

八 発行部数が三千部以上四千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に六を乗じた額を減じて算出する。

九 発行部数が二千部以上三千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に七を乗じた額を減じて算出する。

十 発行部数が一千部以上二千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に八を乗じた額を減じて算出する。

十一 発行部数が一千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に九を乗じた額を減じて算出する。

備考一 本告示における「発行部数」及び「部」は、必要に応じ、教科用図書代替教材の「利用者数」と読み替えるものとする。

備考二 国外の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考三 国内の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、備考二により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

3. 教科用拡大図書等複製補償金の額の算出方法

平成三十一年四月八日文化庁告示第二十六号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定められた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

一 発行部数が五十部以上の場合

発行部数一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額から『発行部数が一万部以上二万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』から『発行部数一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』を減じた額を減じた額の二分の一の額を教科用拡大図書等複製補償金の額とする。

二 発行部数が二十五部から五十部未満の場合

右記一で算出した額の二分の一の額を教科用拡大図書等複製補償金の額とする。

三 発行部数が二十五部未満の場合

右記一で算出した額の四分の一の額を教科用拡大図書等複製補償金の額とする。

備考一 国外の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入すること。

備考二 国内の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、備考一により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

附 則

教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法については、教科用図書代替教材の使用状況に大きな変化が生じた場合又は生じることが見込まれる場合において、教科用図書代替教材に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法
新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>1. 教科書等掲載補償金の額の算出方法</p> <p>（略）</p> <p>令和二年度以降における教科書等掲載補償金の額は、当該年度の前年度における教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が毎年度公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。</p> <p>2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法</p> <p>（削除）</p> <p>附 則</p> <p><u>教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法については、教科用図書代替教材の使用状況に大きな変化が生じた場合又は生じることが見込まれる場合において、教科用図書代替教材に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>1. 教科書等掲載補償金の額の算出方法</p> <p>（略）</p> <p>平成三十二年度以降における教科書等掲載補償金の額は、当該年度の前年度における教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が毎年度公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。</p> <p>2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法</p> <p><u>備考四 この告示の日から三年を経過した場合において、教科用図書代替教材に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>（新設）</p>

教科用図書代替教材への掲載等に係る補償金の額の算出方法の改正について

1 背景・趣旨

著作権法（昭和45年法律第48号）第33条第2項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項に基づき、教科用図書、教科用図書代替教材（デジタル教科書）及び教科用拡大図書等への著作物の掲載等に係る補償金の額については、文化庁長官がその算出方法を定め、公表している。

デジタル教科書は、平成30年の学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、教育課程の一部において、教科用図書に代えて使用することができること等が位置付けられ、それを受けて、著作権法においても、教科用図書と同様に補償金制度が導入され、文化庁長官が補償金の額の算出方法を定めることとされた。

デジタル教科書に係る補償金の額の算出方法については、その検討時点においてデジタル教科書の供給・利用等に係る中長期的な見通しが明らかではないこと等により、当面は、教科書等掲載補償金と同等の算出方法とすることが適当との考えのもと、基本的には教科書等掲載補償金と同額としつつ、少数の利用部数にも対応した区分を設けている。

こうした経過を踏まえ、デジタル教科書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法を定める告示の備考において、告示の日から3年を経過した場合において、デジタル教科書に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときには、告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

2 デジタル教科書の利用態様等及びデジタル教科書に係る政策の動向

現行の告示より3年を経過したことを受け、現時点におけるデジタル教科書の利用の態様及び利用状況等を把握することを目的として、一般社団法人教科書協会の協力を得て、令和4年度に使用されている小学校、中学校、高等学校のデジタル教科書（国語、音楽、美術）の価格や発行部数（文部科学省による「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により供給されているものを除く。）等について情報を得た。

その結果、発行部数については、概ね10,000部以内であり、また、価格については、紙の教科書と比較してデジタル教科書の方が高いものもあるが、発行部数が比較的多いケースでは双方の価格が同水準となる傾向が見られた。これらは、未だデジタル教科書の普及・定着が途上であるためと考えられる。

また、政策の動向としては、中央教育審議会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会報告（令和4年10月）において、デジタル教科書について、教科・学年を絞って段階的に導入すべきとされ、令和6年度については、まずは、小学校第5学年から中学校第3学年を対象に「外国語」で導入すべきとされ、その他の教科については「算数・数学」など、現場のニーズ等を踏まえて導入すべきとされ

ている。また、紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、当面の間は併用としていくべきとされている。

3 改正内容（案）

以上のことを踏まえ、現時点では、デジタル教科書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法の見直しは行わず、今後、デジタル教科書の使用状況に大きな変化が生じた場合や生じることが見込まれる場合において、改めてデジタル教科書に掲載される著作物の利用の態様等を勘案し、必要があると認めるときは告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとし、その旨を附則として規定することとする。

また、その他必要な規定の整理を行う。

【参考】

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）（抄）

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 （略）